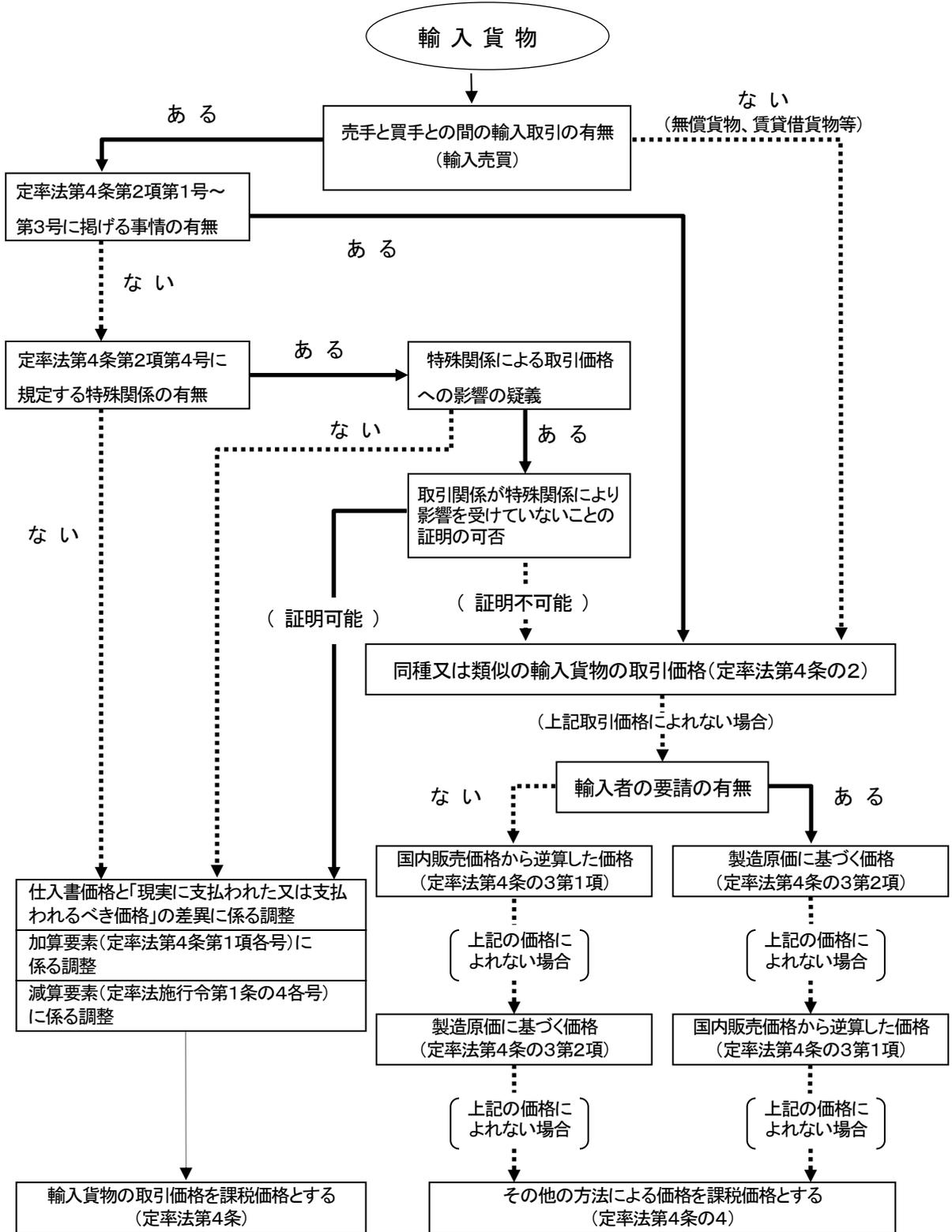


課税価格の決定方法



(注) 変質又は損傷に係る輸入貨物、航空運送等に係る特例が適用される輸入貨物については、定率法第4条の5又は第4条の6の規定により特別な方法で評価します。

輸入貨物の課税価格 (A+B)

**A 現実に支払われた又は支払われるべき価格
(現実支払価格) <定令第1条の4>**
 現実支払価格とは、輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額(買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。)をいう。

- (1) 仕入書価格
- (2) 仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素 (+)
 次のような別払金、債務の弁済又は相殺があり、仕入書価格に含まれていないときは、これらの別払金等は、現実支払価格の一部を構成するので、仕入書価格に加算する。<定基4-2(3)>
 イ 仕入書価格のほか、輸入貨物の価格の一部の別払金がある場合
 ロ 輸入貨物の売手が第三者に対して負っている債務を買手が弁済することを考慮して仕入書価格が設定されている場合
 ハ 輸入貨物の売手が買手に対して負っている債務との相殺を考慮して仕入書価格が設定されている場合

- (3) 控除すべき費用等 (-)
 仕入書価格にその額が明らかかな次のような現実支払価格を構成しない要素が含まれている場合には、控除する。<定令第1条の4>
 イ 課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用 <1号>
 ロ 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他運送関連費用 <2号>
 ハ 本邦で課される関税その他の公課 <3号>
 ニ 輸入取引に係る延払金利 <4号>

(4) 価格調整条項付契約により調整される仕入書価格<定基4-2(3) 二> (+・-)
 価格調整条項付契約による輸入取引において仕入書価格が調整される場合には、調整後の価格が現実支払価格となる。

**B 定率法第4条第1項各号に掲げる運賃等の額
(加算要素)**

(1) 輸入港までの運賃等 (+) <定率法第4条第1項第1号、定令第1条の5第1項>
 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用

(2) 輸入貨物の輸入取引に関し買手により負担される次の費用等 (+) <定率法第4条第1項第2号>
 イ 仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。) <イ>
 ロ 輸入貨物の容器の費用 <ロ>
 ハ 輸入貨物の包装に要する費用 <ハ>

(3) 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち、次のものに要する費用 (+) <定率法第4条第1項第3号>
 イ 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの
 ロ 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの
 ハ 輸入貨物の生産の過程で消費された物品
 ニ 輸入貨物の生産に必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの <定令第1条の5第3項>

(4) ロイヤルティ又はライセンス料 (+) <定率法第4条第1項第4号、定令第1条の5第5項>
 輸入貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払いの対象となるもの(当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。)の使用に伴う対価で当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの

(5) 売手帰属収益 (+) <定率法第4条第1項第5号>
 輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの